

2-⑦同意をとる時間で初動調査が遅れる。

**【問題】**

同意をとる時間で初動調査が遅れる

**【個人情報の送り手・受け手】**

患者・患者の接触者など→（患者の情報等）→保健所

**【解釈】**

保健所が、患者ないし患者の接触者などに関する個人情報を収集する場合、一般に、個人情報保護条例では、人の生命・身体の保護のために必要がある場合には、本人同意を必要としないとされているので本人以外からの収集も許される。

（理由）

個人情報保護制度は、個人情報の適正な取扱いのルールを確立し、それによりプライバシーを含む個人の権利利益の侵害を未然に防止することをねらいとしている。したがって、人の生命・身体等の保護に必要があって本人から同意を得ることが困難な場合には、本人以外から提供を受けることも許されるのである。

そこで、医療機関から保健所への外部提供も本人の利益にかなうものであり、感染症法の趣旨から、個人情報の第三者提供、目的外利用が許される。

なお、プライバシー保護の観点から、自治体の個人情報保護審議会に諮問して、このような場合の調査に必要な個人情報の取得にあたっての本人同意の例外を認めってもらうこともひとつの方策としてありえよう。

**2-⑧定点観測で患者の住所がわからないので、疫学マップが作成できない。**

**【問題】**

四類感染症の定点観測において、患者の氏名・住所などが個人情報保護を理由に削除されるようになり、観測結果を患者へフィードバックすることが難しくなった。定点観測では個人票を集める形を取るが、そこには個人情報は含まれず、医療機関で連結可能な番号が振られている。個人の住所の代わりに、医療機関の住所が記されている。

**【個人情報の送り手・受け手】**

医療機関→（患者の住所等）地方衛生研究所、保健所

**【解釈】**

医療機関の設置主体によって適用される個人情報に関する法律・条例が異なるが、公衆衛生のための調査であり、個人情報の本人同意によらない第三者提供は許されると解される。なお、自治体の医療機関の場合、個人情報保護審議会に諮問して、このような場合の調査に必要な個人情報の取得にあたっての本人同意の例外を認めてもらうことが必要な場合もあろう。

**2-⑨麻疹の全数調査で、接触者調査の同意に時間がかかる。**

**【問題】**

麻疹の全数調査の一環として接触者の追跡調査をする際、チェーン店形式の塾などは、本部の許可が得られるまで時間がかかり、初動調査に支障をきたす場合がある。麻疹は五類の感染症で、一類や二類ほどの緊急性はないと考えられがちなので、強制的な調査はしにくい。

**【個人情報の送り手・受け手】**

患者、患者の接触者→（住所などの個人情報）→保健所

**【解釈】**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正（平成20年1月1日施行）をうけ、麻疹は全数調査の対象となったので、法令に基づくものであることから本人及び医療機関から個人情報を収集することができると解される。

（理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正（平成20年1月1日施行）をうけ、麻疹は全数調査の対象となったので、法令に基づくものであることから本人及び医療機関から個人情報を収集することができると解される。

なお、麻疹の全数調査については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について」参照

([http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun\\_new/tsuchi071228-2.pdf](http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun_new/tsuchi071228-2.pdf))

感染症法15条3項は、積極的疫学調査への協力の努力義務を定めており、本部の許可は調査の不可欠な要件ではない。

## 2-⑩市役所が保持している予防接種歴は、麻疹発生時に使えないのか？

### 【問題】

保育園で麻疹患者が発生したため、全園児の予防接種歴を市町と協力して調査した。早急に回答が寄せられない場合も想定されたため、市の持つ情報を利用することが検討された。しかし、予防接種歴等の個人情報には基本的に本人から取得すべきという議論になった。

### 【個人情報の送り手・受け手】

市役所の担当課→（予防接種歴）→保健所、市役所の別の課

### 【解釈】

地方公共団体保有の個人情報は、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務に関連するものや、個人の生命・身体等に対する差し迫った侵害を避けるためにやむを得ず利用する場合には許されると、個人情報保護条例上定められているところが一般的である。

外部提供となる場合は、個人情報保護審議会に諮問して、答申を得ておく。

（理由）

個人情報は、目的明確化の原則から、原則として、利用目的の範囲内での利用が予定されている。

しかし、地方公共団体の個人情報保護条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などの場合、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。

## 2-①予防接種の通知という理由で、個人情報の目的外利用は許されるか。

### 【問題】

役所の健康課が「予防接種に係る個人通知事務」をする際に、「市民課 住民基本台帳事務及び外国人登録事務」から個人情報の目的外利用をすることは妥当か？

### 【個人情報の送り手・受け手】

市役所の担当課→（住民基本台帳の情報）→市役所の別の課

### 【解釈】

「予防接種に係る個人通知事務」をする際に、「市民課 住民基本台帳事務及び外国人登録事務」から個人情報の目的外利用をすることは妥当である。

（理由）

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として予防接種法（昭和23・6・30・法律68号）が定められており、市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならないとされている（予防接種法3条1項）。

したがって、予防接種の通知のために市民課から保健所を所掌する実施機関に対して、個人情報を提供することは、広義における法令に定める場合に該当すると解しうるし、また実施機関内部での利用として利用が許される場合に該当するといえる。

したがって、この場合の個人情報の提供は、条例上問題はないが、予防接種をすでに受けている人の個人情報も利用対象に含まれ、個人情報の過剰収集の危険性が危惧されるため、収集した個人情報について、特に厳重に管理する必要がある。また、ワクチン名は病歴がわかるような情報に限りなく近いということから非常にプライバシー性が高いと言えることから、より一層慎重に取り扱うべきであろう。

## 3. 医薬品・医療機器安全等

（該当事例なし）

## 4. 災害有事

### 4-①要支援者名簿：名簿の作成は可能か？関係機関共有方式を用いることに問題は？

#### 【問題】

避難支援体制の整備のために、行政機関の間で個人情報の第三者提供をすることは妥当か？（すでに要支援者名簿を作成している地域もある）

参考：関係機関共有方式（p6）

[http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/060328/hinanguide.pdf](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/hinanguide.pdf)

#### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所などの行政機関→（要支援者名簿）→他の行政機関

#### 【解釈】

地方公共団体保有の個人情報は、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務に関連するものや、個人の生命・身体等に対する差し迫った侵害を避けるためにやむを得ず利用する場合には許されると、個人情報保護条例上定められているところが一般的である。

警察などへの外部提供となる場合は、個人情報保護審議会に諮問して、答申を得ておく。

（理由）

個人情報は、目的明確化の原則から、原則として、利用目的の範囲内での利用が予定されている。しかし、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務に関連するものや、個人の生命・身体等に対する差し迫った侵害を避けるためにやむを得ず行われるような行政上の執行について利用する場合は許されると一般に解されている。

内閣府は2005年に、全国の市町村に「災害時要援護者情報の避難支援ガイドライン」を示して、「災害時要援護者」の名簿を作ることを求めている。ガイドラインでは、市町村に設置した個人情報保護審議会に諮問・了承を経ることによって、災害時要援護者の情報を、民生委員、自主防災組織などに提供することができるという見解を示している。なお、災害弱者・要支援者名簿の作成は、災害等が発生した場合に利用されるものであり、それ以外の目的での利用がなされることのないように安全性の確保が必要である。

4-②要支援者名簿：(類例)要介護認定者名簿などから要支援者名簿を作ることは可能か？

**【問題】**

要介護認定者、身体障害者手帳の交付者、療育手帳の交付者、ひとり暮らし高齢者等台帳に記載された者を対象とした、要援護者支援システムを作成してもよいか？

**【個人情報の送り手・受け手】**

市役所の担当課→(要介護者名簿等)→保健所、市役所の別の課

**【解釈】**

「4-①要支援者名簿：名簿の作成は可能か？関係機関共有方式を用いることに問題は」と同じ解釈になる。

#### 4.③要支援者名簿：名簿掲載には同意を得るしかないのか？

##### 【問題】

警察・消防・保健所・児童相談所・自治体の関係部署などでは、本人の同意なしに情報を共有できる枠組みを作ってほしい。

##### 【個人情報の送り手・受け手】

要支援者→（要支援者の個人情報）→警察・保健所などの関係機関

##### 【解釈】

地方公共団体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、関係者（福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など）間で要援護者情報の共有は可能である。

##### （理由）

地方公共団体の個人情報保護条例において、以下のような場合には、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。すなわち、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などである。

そこで、このような場合には、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有することができる（関係機関共有方式）。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」 p6

([http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/060328/hinanguide.pdf](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/hinanguide.pdf)) では、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式の三つの手段を組み合わせ、情報共有を進めるべきであるとする。



**4-④要支援者名簿：私企業から要支援者の個人情報を得ることは可能か？**

**【問題】**

酸素濃縮機のユーザを要支援者名簿にのせるため、メーカーに購入者名簿の提供をお願いしたが、個人情報保護を理由に拒否された。メーカーが販売時に同意をとることはできないか？

**【個人情報の送り手・受け手】**

酸素濃縮機のメーカー→（要支援者の個人情報）→警察・保健所などの関係機関

**【解釈】**

酸素濃縮機を販売する時に、本人から同意を得ておくのが原則であるが、いわゆるオプトアウト方式により、本人同意を得ずに個人情報の提供も許される。

（理由）

個人情報の第三者提供をするのが民間の個人情報取扱事業者である場合には、個人情報保護法 23 条 1 項 2 号により「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」には本人同意の例外とされている。しかし、人の生命に関係するとはいえ、本人の同意を得ることが困難であるときに該当するとまではいえないときは、本人から自分の個人データの提供停止を求められた場合に個人情報取扱事業者がこれに応じることを条件として、その個人情報を第三者に提供することを認める手続をオプトアウトという。

オプトアウトの場合には、①本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること、②一定の事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知りうる状態に置いていることが要件となる。

## 5. 結核

### 5-①検体を取るのに感染者の同意は必要か？

#### 【問題】

結核患者に対し、検体（痰）をとる同意を取ろうとしたが拒否された。感染症法 15 条「必要な調査」として、結核患者に検体の提出を義務付けてほしい。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

結核患者→（検体）→保健所

#### 【解釈】

感染症法 15 条 1 項の「必要な調査」を根拠に結核患者に検体の提出を義務付けることはできない。

#### （理由）

感染症法 15 条 1 項は、都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に二類感染症、の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者等の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができると定めており、都道府県知事は、結核（二類感染症）の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、職員に必要な調査をさせることを認めている。また、同条 3 項は、二類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者等の関係者は、15 条 1 項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならないとしている。

感染症法 15 条 1 項の「必要な調査」は、都道府県知事の権限を認めるものであり、同 3 項は、二類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者等の関係者には調査への協力の「努力」義務を定めるに過ぎず、検体の提出という作為義務まで認めてはいない。

保健所としては、結核患者に対して調査に協力するよう努めなければならないことを理解させ、検体の提出を求める。

5-②感染症法に依って、患者の過去のレントゲンフィルムを病院から借りることは可能か。

**【問題】**

患者の過去のレントゲンフィルムを国立病院から借り受けようとする、個人情報保護を理由に断られた。本人や家族なら貸し出せるが、保健所には貸し出せないと言われた。

**【個人情報の送り手・受け手】**

医療機関→（レントゲンフィルム）→保健所

**【解釈】**

感染症法 15 条 1 項の積極的疫学調査として法令に定める事務を遂行するという事として、個人情報保護関連法令により、患者の過去のレントゲンフィルムの提供を受けることができると解する。

（理由）

国立がんセンターのような国の行政機関が設立する病院の場合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 8 条 2 項 3 号により、また、独立行政法人国立病院機構に所属する病院の場合、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 9 条 2 項 3 号により、それぞれ地方公共団体に保有個人情報を提供する場合を定めている。

また、個人情報保護法 23 条 1 項 4 号は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」には本人同意の例外として第三者提供を認めている。

レントゲンフィルムが患者の個人情報ファイルに該当するとすれば、感染症法 15 条 1 項及び 3 項により、患者の過去のレントゲンフィルムを国立病院から提供を受けることができると解される。

**5-③命令入所時に必要な書類の入手は、本人以外でも可能か？**

**【問題】**

結核の命令入所時に自己負担額を決定する。そのときに、所得税額が一家で150万円を超えるか超えないかが基準になる。しかし本人しか課税証明が取れず、家族が行っても断られることがある。

**【個人情報の送り手・受け手】**

市町村→（患者の所得情報）→保健所

**【解釈】**

地方公共団体保有の個人情報は、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務に関連する場合、個人情報保護条例上、目的外利用や外部提供が認められているのが一般的である。

（理由）

地方公共団体の個人情報保護条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などの場合、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。

#### 5-④刑務所からの照会に回答することはできるか？

##### 【問題】

刑務所において受刑者に労働をさせようと思うが、本人は結核で労働できないと主張している。ゆえに、受刑者が結核であったかどうかの照会を求められたが、保健所だけでは答えられないと伝えた。本人に利益のあることではないので判断に迷った。

(結局は)刑事訴訟法第 507 条の但し書きの部分、なぜこの情報が必要かの理由が明確でないと、情報を出せないとこちらは主張した。その結果、理由を書いた文書を書いてくれた。公務員法の守秘義務に違反しないし、情報公開法の不開示情報に該当するといった文書を送ってきてくれた。

##### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所→(患者の病状)→刑務所

##### 【解釈】

地方公共団体保有の個人情報は、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」には外部提供が許されるとするのが一般であり、審議会の諮問・答申を得ておく。

(理由)

地方公共団体の個人情報保護条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などの場合、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。

**5-⑤結核に感染している服役者の出所日の情報を刑務所に求めたが、それに応じない。**

**【問題】**

出所日の情報がもれることが原因で、出所者が生命の危険にさらされる可能性や、人権侵害のおそれがあるため、刑務所は外部への情報提供をしない。そのことで、結核感染している出所者の情報が追えない。

後日、公文書での要求があれば今後は情報提供するとの申し出があった。

**【個人情報の送り手・受け手】**

刑務所→（結核患者の出所日の情報）→保健所

**【解釈】**

結核の場合、保健師又はその他の職員は家庭訪問指導をしなければならない（感染症法 53 条の 14）ので、刑務所からの情報提供を受けることは必要であり、可能である。

（理由）

保健所職員には、地方公務員としての守秘義務があり、感染症法に定める結核に関する措置を行うために、情報提供を求めることができると考える。

**5-⑥医師からの結核の届け出方法：個人情報を保護する迅速な通信システムの確保**

**【問題】**

X 県では、医師が結核患者を診断した場合、届け出る方法として、FAXを用いるように指示している。誤送信の危険性などを考慮して、個人情報をすべて黒塗りする必要があり、その作業が連絡の遅れにつながりかねない。

**【個人情報の送り手・受け手】**

医療機関→（結核患者の個人情報）→保健所

**【解釈】**

個人情報保護の安全性については、個人情報の電子化によりデータを暗号化することで確保できる。特定の WAN 等を用いれば、情報を安全に共有できる。

5-⑦地方で収集した結核患者の個人情報を国レベルで集めてよいか？

**【問題】**

結核患者の個人情報をオンラインで国に集めることは可能か？

**【個人情報の送り手・受け手】**

地方公共団体、保健所→（結核患者の個人情報）→国

**【解釈】**

結核・感染症患者等の情報の保有・利用にあたっては、感染症法及び結核・感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき国の結核・感染症発生動向調査システムを利用し、保健所は同システムによるオンラインでの結核・感染症患者等情報の登録を行うこととなる。

一般に、地方公共団体の定める個人情報保護条例において、電子計算機の接続による処理の制限規定を設けている。しかし、法令の定めがある場合及び実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いて認めたときは、例外とするところが多い。したがって、地方公共団体の保有する個人情報を国や他の地方公共団体等へオンラインで提供する場合には、オンライン結合することが適当かについて審議会へ諮問し、答申を得ておくことが適当である。また、提供を受ける行政機関においても情報セキュリティの観点から安全性の確保の措置をとることが求められる。

## 6. 食品安全

6-①食中毒の起きた旅館で、宿泊名簿が見られない。

**【問題】**

食中毒が発生した宿泊施設で宿泊者名簿の開示を要求したとき、個人情報保護の観点から拒否されることがある。

（類例）旅客名簿が見られない場合がある。

**【個人情報の送り手・受け手】**

宿泊施設→（旅客名簿）→保健所

**【解釈】**

宿泊者名簿の閲覧は許される。

（理由）

食品衛生法 28 条は、都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、保健所職員に帳簿書類その他の物件を検査させることができるとしている。したがって、宿泊者名簿の閲覧は許される。

## 6-②食中毒保険の担当会社に対し、保健所は被害者情報を伝えていいのか？

### 【問題】

旅館などが加入している食中毒保険の保険会社が、保健所や市町村に食中毒患者の個人情報を探めてくる。

確実な情報を持っているのは公的機関だけなので、情報を提供すべきか迷う（同意書をとることが多い）。基本的に情報提供を断っている自治体もある。その自治体でも旅館自体からの申し出には、患者本人の同意書を条件として応える場合がある。

類例として、保険会社が障害の程度を聞いてくるケースもあった。

### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所→（食中毒患者の名簿）→保険会社

### 【解釈】

保健所から民間の保険会社に対して個人情報の外部提供は、原則として本人同意が必要であるが、個人情報保護審議会へ諮問し、答申を得ておけば外部提供も許されよう。

（理由）

地方公共団体の個人情報保護条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などの場合、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。



### 6-③検便をしたこと自体が情報公開の対象にならないのは妥当か？

#### 【問題】

特定の個人が食中毒の検便を行ったかどうかについて、情報の開示請求があったが、情報公開制度の存否応答拒否案件に当たるとして、請求を拒否したことは妥当か。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所、検便の実施機関→（検便の情報）→一般市民

#### 【解釈】

特定の個人が食中毒の検便を行ったかどうかについて、情報の開示請求があった場合に、実施機関としては、存否応答拒否とすることは妥当である。

（理由）

一般に、個人情報保護条例では、何人にも、個人情報保護条例の定めにしたがって、実施機関に対して、その実施機関が保有する自己の個人情報の開示請求権を求めている。これを受けて実施機関は、その保有個人情報を開示する義務があるが、開示請求に対して、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを回答することだけで、不開示情報を開示することとなるときには、実施機関は、その保有個人情報の存否を明かにしないで、開示請求を拒否することができる規定するところが多い。このような開示拒否のことを、存否応答拒否とよんでいる。このような規定は、行政機関個人情報保護法 17 条においても規定されているところである。

検便をしたかどうかを答えるだけでも、食中毒の疑いがあったかどうかを答えることにつながるので、開示請求の拒否は妥当である。

## 7. 医療安全

（該当事例なし）

## 8. 精神保健医療

### 8-①保健所が警察へ元精神障害者の情報を提供してよいか？

#### 【問題】

精神保健福祉法第26条通報後、元精神障害者が通院、服薬などを拒否しているとの情報が入った場合、警察などに連絡すべきか？

#### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所→（精神障害者の情報）→警察

#### 【解釈】

必要がある場合には、外部提供も認められることがある。

（理由）

保健所としては、警察などの機関に個人情報を外部提供することができるのは個人情報法保護条例に定められた範囲に限られる。一般に、実施機関（保健所）が保有する個人情報は、その行政事務遂行のために取得が許されているのであり、目的外に利用したり、外部提供したりすることは許されない。しかし、他の行政機関（警察等）との協力において個人情報を利用することが必要な場合がある。そのような場合、原則として本人同意を得ずに提供することは認められないが、外部提供しないことが地域住民にとって結果的に不利益となることもある。そこで、保有個人情報の提供を受ける機関が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、利用について合理的な理由のあるときは目的外の利用・提供も認められよう。

### 8-②周辺住民へ、精神障害者の病状などの個人情報を含む説明をすることは可能か？

#### 【問題】

地域の理解を求めため、地域住民に対し、病名などの精神障害者の個人情報を含む説明を本人の同意なしにして良いか？

#### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所→（精神障害者の情報）→地域住民

#### 【解釈】

原則としては認められない。個人情報保護審議会の諮問・答申があれば可能である。

（理由）

一般に、実施機関（保健所）が実施機関以外のものに保有個人情報を外部提供することは、個人情報保護やプライバシーの保護の観点から、特に慎重な考慮が必要であることから、個人情報保護条例では、これを原則として認めていない。しかし、個人情報保護審議会の意見を聴いて、審議会がこれを認めたときは例外とされている。

### 8-③患者の年齢・性別は公開すべき情報か？

#### 【問題】

自閉症支援室の実績報告において、患者の年齢・性別を、個人特定可能として公表しなかったが、異議申立があった結果、年齢性別は公表された。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

地方公共団体→（患者の年齢・性別）→一般人など

#### 【解釈】

情報公開条例に基づく開示請求に対して、個人情報に該当しない年齢・性別は開示すべきである。

#### （理由）

一般に、行政機関の作成する文書に関する情報公開は、「知る権利」を実効的に保障し、公正で民主的な地方公共団体の行政活動を実現する上で不可欠であると解されており、地方公共団体において情報公開条例が制定されている。

情報公開条例においては、何人も実施機関の管理する行政文書についての開示請求権を認めているが、個人に関する情報については、個人のプライバシーを保障するために、特定の個人を識別することができる情報を原則的に不開示としている。情報公開条例で「個人に関する情報」とは、戸籍的事項に関する情報や経歴に関する情報、心身に関する情報、財産に関する情報、思想信条等に関する情報、その他個人に関する情報というように個人に関するすべての情報をいうと解されている。

したがって、年齢や性別も戸籍的事項であり、個人に関する情報に該当するので、形式的には、不開示とすることも考えられなくはない。しかしながら、情報公開条例の趣旨に照らせば、不開示とされるのは、個人に関する情報といっても、特定の個人を識別することができるものであり、本人の権利利益を侵害するような情報に限られる。

そこで、「自閉症支援室の実績」に示された個人に関する情報も、個人が特定される情報であるかが問題となるが、報告書において記載された対象者の個人情報は、年齢・性別であり、それで特定の個人を識別することができるものとまではいえないと考えられる。情報公開制度における個人情報の取扱いに関する事例である。

#### 8-④公文書中の病名等は非開示条項に当たるか？

##### 【問題】

精神保健福祉法第24条「警察官の通報」で措置入院させられた患者が、役所の書類中にある病名、保護者名などについて情報公開を求めたが却下された。

##### 【個人情報の送り手・受け手】

地方公共団体、診断医→(病名)→患者本人

##### 【解釈】

本人の戸籍的事項は開示できるが、それ以外の情報については、個人情報保護条例に定める不開示条項に該当する場合には不開示が相当である。

(理由)

精神保健福祉法は、第24条から第26条までに、精神障害者及びその疑いのある者について、都道府県知事(指定都市の市長を含む。以下同じ)への通報義務を定めており、第27条第1項では、通報を受けた都道府県知事は調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医に被通報者を診察させなければならないと規定している。

また、同法第28条の2第1項は、診察を行った医師は、厚生大臣の定めた基準に従い、被通報者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならないと規定している。さらに、同法第29条第1項では、診察の結果、上記の症状があると認めるときは、都道府県知事は、被通報者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができるとしており、同法第29条の4及び第29条の5では、被通報者の措置症状が消退したと認められるに至ったときは、都道府県知事は直ちに入院措置を解除し、被通報者を入院させている医療機関の管理者は直ちに都道府県知事に届け出なければならないと規定している。

他方、地方公共団体の個人情報保護条例は、実施機関の保有する個人情報について開示請求があった場合、原則として、保有個人情報を開示しなければならないとしているが、一般に、①法令の規定又は国の機関等の指示に係る情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人等に関する情報、④公共の安全に関する情報、⑤審議・検討・協議に関する情報、⑥事務・事業に関する情報、⑦第三者が任意に提供した情報、⑧未成年者の情報などは不開示とされている(東京都個人情報の保護に関する条例16条、川崎市個人情報保護条例17条など)。

本人からの個人情報開示請求があった場合、条例の不開示理由に該当する限度で不開示とされる。